

資 循 第 1904 号

令和元年12月23日

大阪府環境審議会
会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文



循環型社会推進計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項に規定する都道府県廃棄物処理計画に位置づけられている標記計画の策定について、同法同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

循環型社会推進計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画並びに大阪府循環型社会形成推進条例に基づく基本方針及び行動指針に位置づけ、また、大阪府環境総合計画（大阪21世紀の新環境総合計画：平成23年3月策定）の資源循環分野の実行計画として、平成28年6月に策定し、目指すべき循環型社会の将来像に向けて、3R（リデュース、リユース及びリサイクル）等の取組を推進してきました。

これまでの取組により、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに排出量及び最終処分量は概ね減少しています。一方、再生利用率は全国平均値より低い状況にあることから、さらなる取組を進めなければなりません。

また、G20大阪サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ピジョン」が共有されるとともに、本府においても、外国政府による廃棄物の輸入規制に伴い、廃プラスチックの処理への影響が懸念されることから、プラスチックごみの排出抑制及び資源循環を一層推進する必要があります。

以上を踏まえ、新たな循環型社会推進計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。